

防災管理制度について

1 防災管理制度とは

近年東海地震、東南海・南海地震や首都直下型地震の発生が切迫している状況を踏まえ、一定の大規模・高層の建物について、現行の防火管理制度に準じて「**防災管理制度**」が新たに規定されました。（平成 21 年 6 月 1 日施行）

防災管理制度では、**防災管理者の選任、防災に係る消防計画の作成、自衛消防組織の設置、防災管理点検**などを実施する必要があります。

2 防災管理が必要な防火対象物

防災管理を行わなければならない防火対象物（**防災管理対象物**）は次の要件を満たした防火対象物となります。

(1) 用途

1 項から 4 項まで、5 項イ、6 項から 12 項まで、13 項イ、15 項及び 17 項に掲げる防火対象物で、次のいずれかに該当するもの

(2) 規模等

ア 地階を除く階数が 11 以上で、延べ面積が 1 万平方メートル以上のもの

イ 地階を除く階数が 5 以上 10 以下で、延べ面積が 2 万平方メートル以上のもの

ウ 地階を除く階数が 4 階以下で、延べ面積 5 万平方メートル以上のもの

エ 延べ面積が 1,000 平方メートル以上の地下街

消防法施行令第 2 条が適用される同一の管理権原の防火対象物が同一敷地内に複数ある場合

- ・面積 個々の防火対象物の面積を合算
- ・階数 最も階数の多い防火対象物の階数で全体の階数を判断

3 防災管理者

管理権原者は防災管理者を選任し、管轄の消防署長へ届出する必要があります。

防災管理者は、**法令で定められた資格を有する者**で、かつ防災管理対象物において防災管理上必要な業務を適切に遂行できる管理的又は監督的地位にある者でなければなりません。

また、**防災管理者は防火管理者を兼任し、防火管理業務及び防災管理業務の両方**を実施しなければなりません。

（補足）法令で定められた資格を有する者とは**防災管理講習の修了者**又は防災管理者として必要な学識経験を有すると認められた者等になります。

4 防災管理に係る消防計画

従前の防火管理に係る消防計画だけでは、地震災害特有の対応事項には対応することが出来ません。そこで大規模地震発生時の**被害を想定**し、家具・じゅう器類の落下転倒防止などの被害軽減措置をとるとともに、応急措置、救援救護、避難誘導等を円滑に行う消防計画を新たに作成し、管轄の消防署長へ届出する必要があります。

防災管理に係る消防計画に定める主な事項

- (1) 防災管理者に関する基本的な事項
- (2) 地震による被害を軽減する事項
- (3) 毒性物質の発散等による被害の軽減に関する事項

防災管理に係る消防計画は防火管理者が作成する防火管理に係る消防計画とは、概念上、別の消防計画となりますが、防火・防災両方の規定を満たすように一つの消防計画を作成することは問題ありません。特に自衛消防組織等の体制は共通する内容が多く、また実際の応急活動の面からは、整合性のとれた一体的な運用が確保されることが必要となります。このため、実務上、一つの消防計画として防火・防災に係る消防計画を作成することが効率的です。

5 統括防火・防災管理者

管理権原者は、協議により選任した統括・防火防災管理者に建物全体の防火・防災管理上必要な業務を行わせるとともに、管轄の消防署長へ届出する必要があります。

6 統括防火・防災管理者の選任が必要な防火対象物

管理について権原が分かれているもので以下に該当するもの

(1) 統括防火管理者について

- ア 高層建築物（高さ 31 メートルを超えるもの）
- イ 消防長又は消防署長が指定した地下街
- ウ 準地下街
- エ 6 項口または 16 項イ（6 項口を含むもの）で、地階を除く階数が 3 以上、かつ、収容人員 10 人以上
- オ 上記以外の特定防火対象物で、地階を除く階数が 3 以上、かつ、収容人員 30 人以上
- カ 16 項口に掲げる防火対象物で、地階を除く階数が 5 以上、かつ、収容人員 50 人以上

(2) 統括防災管理者について

防災管理が必要な防火対象物（防災管理対象物）で管理について権原が分かれているもの